

VDT作業健康診断(基発第0405001号 平成14年4月5日)

作業者の健康状態を正しく把握し、健康障害の防止を図るため、作業者に対して、次のとおり健康管理を行うことと
しています。尚、作業区分は下記「VDT作業の区分と作業の例」を参照して下さい。

配置前健康診断項目

検 査 項 目		作業区分A	作業区分B	作業区分C
問診	1 業務歴の調査	○	○	自覚症状を訴える者に対して、必要な調査又は検査を実施
	2 既往歴の調査	○	○	
	3 自覚症状の有無の調査 (a)眼疲労を主とする視器に関する症状 (b)上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状 (c)ストレスに関する症状	○	○	
眼科的検査	4 視力検査 (a)5m視力の検査 (b)近見視力検査	○	○	
	5 屈折検査	○	○	
	6 眼位検査	○	○	
	7 調節機能検査 近点距離の測定により調節機能を測定する。	○	○	
骨格系	8 上肢運動機能、圧痛点等の検査	○	医師の判断により必要と認めた場合	
	9 その他、医師が必要と認める検査	○		

定期健康診断項目

検 査 項 目		作業区分A	作業区分B	作業区分C
問診	1 業務歴の調査	○	○	自覚症状を訴える者に対して、必要な調査又は検査を実施
	2 既往歴の調査	○	○	
	3 自覚症状の有無の調査 (a)眼疲労を主とする視器に関する症状 (b)上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状 (c)ストレスに関する症状	○	○	
眼科的検査	4 視力検査 (a)5m視力検査 (b)近見視力検査	○	と医師の判断により必要と認めた場合	
	5 その他医師が必要と認める検査	○		
骨格系	6 上肢運動機能、圧痛点等の検査	○		
	7 その他、医師が必要と認める検査	○		

VDT作業の区分と作業の例

作業の種類	作業区分	作業時間	作業の例
単純入力型	A	1日4時間以上	資料、原稿などからデータ、文書等の入力をする作業
	B	1日2時間以上4時間未満	
	C	1日2時間未満	
拘束型	A	1日4時間以上	コールセンター等における受注、予約、照会等の作業
	B	1日2時間以上4時間未満	
	C	1日2時間未満	
監視型	B	1日4時間以上	交通等の監視等の作業
	C	1日4時間未満	
対話型	B	1日4時間以上	①作業者自身の考えにより、文書・表等の作成、編集、修正等を行う作業 ②データの検索、照合、追加、修正等を行う作業 ③電子メールの受信、送信等を行う作業 ④窓口等で金銭の出納等を行う作業
	C	1日4時間未満	
技術型	B	1日4時間以上	①コンピューターのプログラムの作成、修正等を行う作業 ②コンピューターにより設計、製図等を行う作業
	C	1日4時間未満	
その他の型	B	1日4時間以上	画像診断検査、携帯情報端末、その他ディスプレイを備えた機器の操作等を行う作業
	C	1日4時間未満	

VDT健康診断結果に基づく事後指導措置

配置前又は定期的健康診断によって早期に発見した健康障害要因を詳細に分析し、有所見者に対して次に掲げる保健指導等の適切な措置を講じるとともに、予防対策の確立を図ること。

- (イ) 業務歴の調査、自覚症状、各種検査結果等から愁訴の主因を明らかにし、必要に応じ、保健指導、専門医への受診指導等により健康管理を進めるとともに、作業方法、作業環境等の改善を図ること。また、職場内のみならず職場外に要因が認められる場合についても必要な保健指導を行うこととされています。
- (ロ) VDT作業の視距離に対して視力矯正が不適切な方には、支障なくVDT作業ができるように、必要な保健指導を行うこととされています。
- (ハ) 作業者の健康のため、VDT作業を続ける事が適当でないと判断される者又はVDT作業に従事する時間の短縮を要すると認められる者等については、産業医等の意見を踏まえ、健康保持のための適切な措置を講じることとされています。